

次育第 1076 号

令和 2 年 4 月 7 日

各市町村子ども・子育て支援新制度主管課長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部次世代育成課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について

本県の保育行政の推進につきまして、日ごろから御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症まん延を防止するため、令和 2 年 4 月 7 日付で、政府から新型コロナウイルス特別措置法に基づき緊急事態宣言が出されました。

本県における対応は別紙のとおりとしますので、各市町村におかれましては、保育所等へ周知するとともに、別紙記載の対応をお願い致します。

問合せ先

(別紙 1, 2(1)～(3), 2(5)～(7), 3～5)

保育・待機児童対策グループ

電話 045 (210) 4663

(上記以外)

子育て支援人材グループ

電話 045 (210) 4687

1. 基本的考え方

別添「特措法基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」（以下「実施方針」という。）のとおり、県では、令和2年4月7日から同年5月6日までの間、神奈川県全域において、**県民の外出の自粛を要請すること**としました。

一方で、実施方針では、県民の日常生活の維持に必要な事業活動については、感染防止対策に留意の上、緊急事態措置の期間中も継続を要請することとしており、保育所等については、別添のとおり、引き続き事業の継続を求めるとなりました。

そのため、**県内の保育所等については、今まで通り開所し、子どもの受入れを行っているいただくようお願いします。**

なお、今後、外出自粛要請の効果を見極めた上、必要と判断された場合は、法に基づき使用制限が行われる可能性もありますのでご承知おきください。

2. 本通知の対象となる施設・事業について

本通知の対象となる施設・事業は、以下のとおりです。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園（2・3号認定児）
- (3) 地域型保育事業
- (4) 放課後児童健全育成事業
- (5) 認可外保育施設
- (6) 病児保育事業
- (7) 一時預かり事業（幼稚園型）
- (8) 子育て援助活動支援事業
- (9) 子育て短期支援事業

※ 上記施設・事業は、新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条に定める「学校、保育所その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設」に該当する施設・事業を記載しています。

3. 期間 令和2年4月7日（火）～5月6日（水）

4. 対象となる区域 神奈川県全域

5. 対応状況の報告

市町村における対応状況を別添調査票によりご報告ください。

期限 令和2年4月8日（水）

参考

＜新型インフルエンザ特別措置法第 45 条第 2 項＞

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、**新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治療までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興業法（昭和 23 年法律第 37 号）第 1 条第 1 項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物の開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限もしくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。**

＜神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画＞

県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、**期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。**

＜新型インフルエンザ特別措置法施行令第 11 条＞

法第 45 条第 2 項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第 3 号から第 13 号までに掲げる施設にあつては、その建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるものに限る。

- 1 学校（第 3 号に掲げるものを除く。）
- 2 **保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）**
- 3 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学、同法第 124 条に規定する専修学校（同法第 125 条第 1 項に規定する高等課程を除く。）、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
(以下、略)

事務連絡
令和2年4月7日

都道府県
指定都市
各
中核市

保育主管部 (局)
地域子ども・子育て支援事業主管部 (局) 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

緊急事態宣言後の保育所等の対応について

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日付け事務連絡)などでお示してきたところですが、このたび新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条に基づき緊急事態宣言が発出された後の保育所等の対応については、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

また、ご不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (内線4854, 4853)

FAX: 03-3595-2674

E-mail: hoikuka@mhlw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省総務課少子化総合対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線4838)

FAX: 03-3595-2313

E-mail: ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ、児童厚生施設について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubseimon@mh1w.go.jp

緊急事態宣言後の保育所等の対応について

(令和2年4月7日時点)

本日、緊急事態宣言が発出されたところであるが、保育所等における対応について、以下のとおりお示しする。新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された都道府県内の市区町村における対応については、1を参照いただきたい。それ以外の地域における対応については、2を参照いただきたい。

(保育所について)

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された都道府県内の市区町村においては、以下のとおりの対応をお願いする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項及び第2項に基づき、都道府県知事が、住民に対して外出しないことや、施設管理者等に対して学校等の使用の制限等を要請することが考えられるが、その際、市区町村が行う対応としては、以下が考えられる。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取り扱いが行われるよう、都道府県、指定都市又は中核市にて、必要に応じた情報提供及び助言等を実施していただきたい。

(1) 都道府県知事から保育所の使用の制限等が要請されていない場合には、保育の提供を縮小して実施することを検討する。この場合には、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることなどが考えられる。その際にも、必要な者に保育が提供されないということがないよう、市区町村において十分に検討いただきたい。

また、園児や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で保育の提供を縮小して実施することも困難なときは、臨時休園を検討すること。この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な子ども等の保育が必要な場合の対応について、検討いただきたい。

(2) 都道府県知事から施設管理者等に対して保育所の使用の制限等が要請さ

れた場合には、その要請を踏まえた対応が必要になる。要請に基づき保育所を休園する場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な子ども等の保育が必要な場合の対応について、都道府県とも相談の上、検討いただきたい。

(3) 代替措置を含む保育の提供にあたっては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づく対策を行う等、感染の予防に留意すること。

2. 新型コロナウイルス等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された区域以外の市区町村においては、これまで事務連絡等でお示ししているとおり、以下のとおりの対応を引き続きお願いしたい。

(1) 保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所いただくようお願いしている。

(2) 一方、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日付け事務連絡)に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、市区町村等において臨時休園を検討することとしている。その場合にも、子どもの保育が必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育、ベビーシッターの活用等の代替措置を講じていただくようお願いしている。

(3) さらに、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」(令和2年3月5日付け事務連絡)において、保育士等が不足しやむを得ない場合に、仕事を休んで家にいる保護者に、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられることとしている。

(4) また、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連したの保育所等の対応について(第二報)」(令和2年4月1日付け事務連絡)において、「感染拡大警戒地域」であって、学校の一斉臨時休業を行う地域においては、地域の感染状況を踏まえつつ、保育の提供を縮小して実施すること、あるいは、臨時休園を検討することとしている。

(放課後児童クラブ等について)

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項第 2 号で指定された都道府県内の市区町村においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 1 項及び第 2 項に基づき、都道府県知事が、住民に対して外出しないことや、施設管理者等に対して学校等の使用の制限等を要請することが考えられる。その際、市区町村が行う対応としては、以下が考えられる。

(1) 都道府県知事から放課後児童クラブの使用の制限等が要請されていない場合には、規模を縮小して実施することを検討する。この場合には、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、通所を控えるようお願いすることなどが考えられる。その際にも、必要な者に預かりが提供されなければならないことがないよう、市区町村において十分に検討いただきたい。

また、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で規模を縮小して実施することも困難なときは、臨時休業を検討すること。この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合の対応について検討いただきたい。

(2) 都道府県知事から施設管理者等に対して放課後児童クラブの使用の制限等が要請された場合には、その要請を踏まえた対応が必要になる。要請に基づき放課後児童クラブを臨時休業する場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合の対応について、都道府県とも相談の上、検討いただきたい。

(3) 規模を縮小して開所する場合には、感染の予防に留意するとともに、必要に応じて教育委員会等との連携を積極的に図り、学校施設の活用や人的体制の確保等に努めること。

(4) 代替措置を含む預かりの提供にあたっては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき対策を行う等、感染の予防に留意すること。

2. これまで、新型コロナウイルス等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された区域以外の市区町村においては、事務連絡等でお示ししているとおり、以下のとおりの対応を引き続きお願いしたい。

(1) 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、感染の予防に留意した上で、原則として開所いただくようお願いしている。

(2) 一方、「小学校等の教育活動の再開に伴う放課後児童クラブの対応について(依頼)」(令和2年3月24日付け子発0324第2号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「3月24日付け局長通知」という。)等に基づき、放課後児童クラブの子どもや職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、市区町村等において臨時休業を検討することとしている。その場合にも、子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)やベビーシッターの活用等の代替措置を講じていただくようお願いしている。

(3) さらに、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について(第二報)」(令和2年4月1日付け事務連絡)において、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、利用を控えるようお願いすることなどが考えられること、「感染拡大警戒地域」であって、学校の一斉臨時休業を行う地域においては、地域の感染状況を踏まえつつ、規模を縮小して実施すること、あるいは、臨時休業を検討することとしている。